

児童扶養手当を受けている方へ

児童扶養手当額について

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額が改定されます。

令和2年度の手当額は、

○児童1人の場合

全部支給4万3160円

一部支給4万3150円から1万180円の範囲

○児童2人目の加算

全部支給1万190円

一部支給1万180円から5100円の範囲

○児童3人目以降の加算

全部支給6110円

一部支給6100円から3060円の範囲

「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和3年3月分から「障害基礎年金等」を受給されている方も支給対象となります。



母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について

養成機関で勉強し、看護師等の就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんに、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。なお、この貸付金は取得した資格を活かして一定期間就業を継続された場合に、償還が免除されます。

■対象者

県内にお住まいの母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんで、高等職業訓練促進給付金を受給している方

■貸付金の種類

入学準備金（上限 50 万円）、就職準備金（上限 20 万円）

■お問い合わせ先

愛知県母子寡婦福祉連合会 052-915-8862

母子家庭等就業支援講習会について

愛知県では、パソコンや介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）、調剤薬局事務といった、就業に役立つ資格や技能習得を目的とした就業支援講習会を開催しております。

今後とも、ひとり親家庭等のお母さん・お父さん方の就職活動を支援するため、時宜に応じた内容の就業支援講習会を実施していきますので、是非ご参加ください。

■お問い合わせ先

愛知県母子寡婦福祉連合会
052-915-8862



母子父子寡婦福祉資金貸付金の制度のお知らせ

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行っています。

■貸付金の種類

お子さんが高等学校や大学、大学院、専門学校等へ進学するために必要な入学金や授業料等が貸付対象となる就学支度資金、修学資金のほか、技能習得資金、生活資金など12種類の貸付資金があります。

■貸付利率

修学資金、修業資金、就職支度資金(子どもに係るものに限る)及び就学支度資金については無利子、その他の資金については、連帯保証人を立てる場合には無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

■お問い合わせ先

貸付申請窓口は、市にお住まいの方は市役所、町村にお住まいの方は県福祉相談センターになります。

貸付制度の詳しい内容については、愛知県児童家庭課のウェブページ(<http://www.pref.aichi.jp/jidoukatei/>)をご覧ください。

母子・父子家庭自立支援給付金について

母子・父子家庭のお母さん・お父さんが就職に有利な技能・資格を取得するため講座を受講する場合や、各種学校等の養成機関で修業する場合に給付金を支給しています。

受給を希望する場合は、受給資格等を確認するため、各市・県福祉相談センターで事前相談が必要です。講座や資格の内容、所得等の世帯状況により受給できない場合もありますので、市にお住まいの方は市役所、町村にお住まいの方は県福祉相談センターにお問い合わせください。

■制度（令和2年度）の概要■

○自立支援教育訓練給付金

対象：雇用保険の教育訓練給付指定講座

支給額：受講料の6割（上限 20 万円、ただし専門実践教育訓練給付金指定講座を受講する場合は、修業年数 × 20 万円（最大 80 万）・雇用保険非該当者の場合）

○高等職業訓練促進給付金

対象：看護師、介護福祉士等（上限 48 月・ただし支給期間は資格取得に必要な期間によって異なります。）

支給額：月額 10 万円（非課税世帯の場合）
養成機関における課程の修了までの最後の 12 ヶ月については4万円増額。

○高卒認定試験受講修了時給付金

対象：高卒認定試験対策講座受講修了時

支給額：受講料の4割（上限 10 万円）

○高卒認定試験合格時給付金

対象：高卒認定試験合格時

支給額：受講料の2割（受講修了時給付金と合わせて上限 15 万円）